

平成23年7月25日
防衛省運用企画局国際協力課
独立行政法人 国際協力機構国際緊急援助隊事務局
外務省国際協力局緊急・人道支援課

自衛隊による国際緊急援助活動にかかる宿泊料の精算について

国際緊急援助隊の派遣に関する法律第3条第2項各号に基づく自衛隊の活動にかかる経費について、平成3年に防衛庁（当時）と外務省間で結ばれた覚書に基づき外務省の調整により防衛省及び国際協力機構の間で精算しているところ、宿泊料の扱いについては、今後は下記のとおりとする。

なお、経費精算の対象とする国際緊急援助活動開始以前に協議を行い合意に至った場合を除き、今後のあらゆる活動に関する経費の精算業務において覚書及び下記事項を適用し、当該精算業務については派遣終了後、関係者間で速やかに実施することとする。

記

1. 宿泊料については、実際に宿泊に要した実費額で精算する。なお、宿泊料は国際協力機構外国旅費規程に定める宿泊料の範囲内とするが、治安上の理由など止むを得ない事情からこれを超過する場合には、その理由を明記の上、精算に付す。
2. 隊員の食費については、防衛省が負担し、宿泊料には含めない。朝食付きの宿泊施設に宿泊する場合には、食費相当分と宿泊料相当分に分けて後者のみを精算対象とする。但し、宿泊施設側に両者が不可分な料金設定しかない場合、その旨が明らかにされればこれを宿泊料としてみなすことができる。※

※ 朝食なしの宿泊料は設定されていない旨の記載がある資料や領収書等の提出が要件。

以 上